

2022（令和4年）年度 一般社団法人ヒューマンハーバーそんとく塾
臨時社員総会議事録

2023（令和5）年3月30日木曜日午前10時から、当法人主たる事務所において臨時社員総会を開催した。

議決権のある当法人社員総数	4名				
総社員の議決権の総数	4個				
出席社員数（委任状によるものを含む）	4名				
出席理事	4名	副島 勲	二宮 実	原田公裕	福山克義
議長兼議事録作成者	副島 勲				

以上の通り社員の出席があったので、定款の定めにより代表理事 副島勲は、議長席につき、本総会は、適法に成立したので、開会する旨を宣し議事に入った。

第1号議案 定款の変更に関する件

議長は、提案理由を事務局に求めた
事務局：提案理由について

- ① 日本財団職親プロジェクト本部事務局の受託に伴い、副島勲代表理事が本部事務局の代表の役割に就くため、当法人と本部事務局での代表理事の呼称を区別する必要があるため、当法人では今後代表理事の呼称を理事長としたいため、次のおり定款変更を提案
定款16条（選任）に下記文言を追加
3. 代表理事を、理事長とする。

議長は、定款変更の旨を諮ったところ満場異議なく承認可決された。

第2号議案 2023年度役員の役職変更について

議長は、提案理由を事務局に求めた
事務局：提案理由について

- ① 日本財団職親プロジェクト本部事務局の受託に伴い、企画運営を行なう上で、専務理事の職を任命することが適当であると判断されるため、原田公裕理事を令和5年4月1日付で、常務理事から専務理事に変更する事を提案

議長：提案理由を議場に諮った

<質疑応答>

二宮理事：本部事務局で全国を運営するにあたっては、専務理事の役職が適切でないか。又、日本財団もその責任にある方が専務理事をされているので賛成です。

〈議案採決〉

原田常務理事を専務理事任命については、満場異議なく、承認可決された。

原田理事：謹んでお受けいたします。

第3号議案 役員報酬及び給与改定について

議長は、提案理由を事務局に求めた

事務局：提案理由について

- ① 日本財団職親プロジェクト九州事務局長に加え本部事務局長就任を受け、原田理事の役員報酬を現在の46万円から月額56万円とする。
理由といたしまして、助成金の間接経費(人件費)があり、関東事務局・関西事務局の事務局長の給与が月間60万で統一をして日本財団に請求をいたしております。
60万には、到達しておりませんが、通勤手当・社会保険料が約10万、合計して66万になります。60万を超えれば良いとのことでした。又、心のスポンジ作りの講師料が月間8万円、財団より間接経費として支給になります。本法人よりの手出しはないという形になりますので、原田理事の月額報酬を56万円にする提案

- ② 副島代表・二宮理事・福山理事の役員報酬については、5月の定時総会にて決定する。
無報酬にて活動をしていただいております。活動費として、報酬の検討が必要であります。
役員報酬という形でもご提供できるように調整を致しております。

- ③ 職員の給与について(報告)
前回の理事会において決定いたしました職員の給与についての別紙(エクセルシート)資料を詳細に説明、株式会社ヒューマンハーバー様の給料表をもとに給料表を作成しておりますが一般企業と社団では、定期昇給も含めた基準が高くありません。企業のようにどんどん上がりません。給与に関しては、曖昧ではできないのでこの表をもとに職員が納得できる形を作りたいと思います。
決定事項ではありません。お知らせを致します。

議長：ありがとうございます。

この方針で良いか①・②2点の確認をお願いいたします。

〈質疑応答〉

二宮理事：基本的には、関東・関西事務局・九州事務局の財団の間接経費を統一したという事ですね。

事務局：はい、そうです。

〈議案採決〉

原田理事の役員報酬額について、月額56万でご承認いただけますでしょうか。

満場異議なく、承認可決された。

〈議案採決〉

副島代表・二宮理事・福山理事の役員報酬については、5月の定時総会にて決定でご承認いただけますか。

満場異議なく、承認可決された。

議 長： 承認頂きましてありがとうございました。

事務局： 副島代表・二宮理事については企業開拓を福山理事には、動画のお知恵を借りする事になると思います。よろしくお願いいたします。

第4号議案 勤務時間の変更について

議 長： 提案理由を事務局に求めた

事務局： 提案理由について

2023年度より国や県の働き方改革の推進方針に則、法人の義務でもある週休2日制・勤務時間短縮・タイムカードの導入により、優秀な人材確保の観点から勤務体制の管理が必要となります。現在ハローワーク求人で募集を続けています。高い給与を出すことが出来ないなので、優秀な人材を集めるには、週休2日・労働環境を整える提案をさせていただきます。

事務局：就業規則・給与規定 第44条・51条、給与規定、第12条・13条・17条・20条・21条について添付書類を詳細に説明

清掃業務については、所定労働時間の変更はありません。始業時刻 8 時、終業時刻 17 時、休憩時間は、1 時間 45 分(10 時～20 分・12 時～1 時間・15 時～25 分)所定労働時間が 7 時間 15 分

教育・総務業務については、所定労働時間の変更があります。始業時間 9 時、終業時刻 18 時の終業時間を 17 時に変更、休憩時間は、1 時間(12 時～1 時間)所定労働時間が 7 時間となります。

清掃の土曜日休日が隔週から毎週土曜日に変更、教育・総務と同じ休日になります。

1 ヶ月平均所定労働日数が 24 日から 20 日に変更

1 ヶ月平均所定労働時間が 173 時間から 160 時間に変更



週休2日制とは、土曜日・日曜日が休業日では無く、特に清掃作業については、相手様の休みの土曜日・日曜日に作業が入る事が多いので、週2日の休みを調整して取る形に徹底しております。それに従いまして、勤務時間の改善が必要ですので、タイムカードの導入を致します。教育支援にしましては、非常に時間が曖昧などころがあり特に、企業訪問・教員採用講座等により残業代が増えますので、従来通りの出勤簿(印鑑)・公休振替を取ります。以上の内容で審議をお願い致します。

〈質疑応答〉

福山理事：休憩時間が1時間45分は普通ですか。

事務局：作業系の土木建設系・清掃関係は、10時・3時・昼休みのこの3つの休憩がないと、良い人材は集まりません。法律で決まっているわけではありません。

福山理事：会社では、お昼の休みはなくても良いとの考えで、食事を早く済ませ、帰宅の時間・朝の出勤時間で調整勤務をしている。17時に終了になると16時30分に終了になるとでは違い人が集まりやすくなります。特に女性の方については自分の時間ができるので喜ばれます。あまり参考にはなっておりませんが。

事務局：最先端の働き方のやり方です。理想は福山理事の働き方に教育の方をもっていきたいと思っております。大変参考になりましたありがとうございます。

議 長：他にございませんか

異議なしの声

議 長：それでは、満場異議なく承認可決いたしました。

長時間に渡りご審議ありがとうございました。

議長は、以上で本日の議事を終了した旨を述べ、午前11時10分に閉会した。

上記決議を明確にするため、本議事録を作成し議長及び出席理事が記名押印する。

2023 (令和5) 年 3 月 30 日

一般社団法人ヒューマンハーバーそんとく塾

議長代表理事 副島 勲





理事 二宮 実



理事 原田 公裕



理事 福山 克義

